

## 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 大垣市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「大垣市地域福祉計画」という。）の策定及び実施状況について、市民、専門家等の意見を反映させることを目的として、大垣市地域福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市地域福祉計画案についての市長への提言に関すること。
- (2) 大垣市地域福祉計画実施状況についての市長への提言に関すること。
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会

議は、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年11月1日制定)

(2) 大垣市地域福祉計画策定委員会市民部会設置要綱(平成14年11月1日制定)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 大垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。